

路外駐車場設置(変更)届出書

令和 2年 1月 1日

駒ヶ根市長 殿

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

駒ヶ根市赤須町20番1号

株式会社コマガネ 代表取締役 駒ヶ根太郎 ㊟

駐車場法第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 駐車場の名称 パーキング駒ヶ根							
2 駐車場の位置 駒ヶ根市赤須町200番1号							
規模	3 イ 駐車場の区域の面積			800平方メートル			
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積(A+B+C+D)			600平方メートル			
	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積(A)	一般公共の用に供する部分	四輪車(注)専用	平方メートル (駐車台数 台)		
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル		
					四輪車 駐車台数 台		
				特定自動二輪車 駐車台数 台			
				小計	平方メートル		
				それ以外の部分	それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
						特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
						四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル
							四輪車 駐車台数 台
	特定自動二輪車 駐車台数 台						
	小計	平方メートル					
	車路等の面積(B)		平方メートル				
b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積(C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	600平方メートル (駐車台数 48台)			
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)			
			四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル			
				四輪車 駐車台数 台			
			特定自動二輪車 駐車台数 台				
			小計	平方メートル			
			それ以外の部分	それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
					四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
						四輪車 駐車台数 台	
特定自動二輪車 駐車台数 台							
小計	600平方メートル						
車路等の面積(D)		200平方メートル					

3 規模	駐車場の用に供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共の用に 供する部分	四輪車専用	600平方メートル (駐車台数 48台)
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				四輪車及び 特定自動二輪車併用	平方メートル
					四輪車 駐車台数 台
					特定自動二輪車 駐車台数 台
				小計	600平方メートル
	それ以外の部分		それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				四輪車及び 特定自動二輪車併用	平方メートル
					四輪車 駐車台数 台
					特定自動二輪車 駐車台数 台
				小計	平方メートル
4 構造	イ 建築物である部分	該当なし			
	ロ 建築物でない部分	平面自走式			
5 設備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無	無		
		b 特殊の装置に係る 駐車場法施行令第 15条の規定による 認定の概要	認定の番号		
		特殊の装置の名称等			
	ロ それ以外の設備				
6	附帯業務のための施設				
7	従業員概数				
8	供用開始(予定)日		令和 2年 2月 1日		

(注) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号のうち、特定自動二輪車以外のもの。
備考

- 一 路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 三 3のロのa欄及びb欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車場の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車場の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別(木造、耐火構造等の別)及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車場の用に供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の番号を記載すること。
- 九 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

届出書に、以下の図面を添付してください。（駐車場法施行規則第2条）

1. 位置図

路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図

2. 平面図

次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の図面

イ 路外駐車場の区域

ロ 路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設
（建築物の内部にあるものを除く。）

ハ 路外駐車場の附近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令第七条第一項
に規定する道路の部分及び橋

<建築物である路外駐車場の場合、以下についても添付してください>

3. 各階平面図

縮尺二百分の一以上の図面

4. 立面図

縮尺二百分の一以上の図面（二面以上）

5. 断面図

縮尺二百分の一以上の図面（二面以上）

6. 機械式駐車場の場合

- ・大臣認定書の写し
- ・仕様図又は組立図